



特定非営利活動法人AMネット



2015年度 会員総会資料

会員総会プログラム

冒頭挨拶	p.2
第1号議案 2014年度活動報告と評価	
【TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)】	p.3
【食料・農業分野】	p.4
【水と人権】	p.5
【地域・流域循環・環境】	p.6
組織体制	p.7
第2号議案 2014年度会計報告	p.9
監事報告(別紙)	
第3号議案 2015年度活動方針案	
【TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)】	p.10
【食料・農業分野】	p.10
【水と人権】	p.11
【地域・流域循環・環境】	p.11
組織体制	p.11
第4号議案 2015年度事業計画書	p.12
第5号議案 2015年度予算案	p.13
第6号議案 役員を選任	p.14
AM ネット定款	p.15

日 時： 2015年3月8日(日) 12:00～13:00

場 所： 同志社大学 至高館 SK102 教室 (烏丸キャンパス)

冒頭挨拶

2014年4月突如日豪 EPA の大筋合意、TPP 以上の秘密交渉である TiSA(新サービス貿易協定)の概要が明らかになる中、国内では国策として TPP の先取りと言える規制緩和が進められました。私たちは TPP 交渉に重点を置きつつも、これまでの貿易協定を超える事象に目を向けた一年になりました。

2012年2月「TPP 協議に関する情報公開と市民参加に向けての申入れ」から始まった「市民と政府の意見交換会実行委員会」では、一貫して「市民参加」と「情報公開」を政府に対し求め続けています。2014年3月に設立された「ほんまにええの？TPP 大阪ネットワーク」にも積極的に参加し、新たな関連団体と連携を進めています。9月に始まった「TPP 交渉差止・違憲訴訟の会」準備会では呼びかけ人に連なり、広く参加を呼び掛けています。

水分野においては、水循環基本法が成立する中、大阪市の「水道事業民営化に関するパブリックコメント」の実施、10年ぶりの世界水フォーラム市民ネットワークの仲間との再会など、水に関するこれまでの取り組みが下支えとなった年でもありました。

農業分野では、代表理事松平の住む淀川上流域に台風被害が直撃、復興支援ツアーとして。流域・街あるきツアーでは上流～下流を訪ね、街道を歩き、現場の話聞く、といった「多様な流域」を体感する機会を得ました。

また、京都では新たなつながり、動きも始まっています。

1996年に設立した AM ネットも、おかげさまで来年 2016年、発足 20年を迎えます。今後はみなさまに活動をより丁寧にお知らせし、1998年頓挫した MAI(多国間投資協定)と同様に、TPP の漂流に向けて。穏豊(おんぼう)な社会に向けて、今後も皆様と共に歩んでいければと思います。2015年も引き続きご支援・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

AM ネット代表理事 松平 尚也
AM ネット事務局長 武田かおり



第1号議案 2014年度の活動報告と評価

【TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）】

【2014年度の活動方針】

【具体的な取り組みと活動内容】

1. TPP並びに包括的な通商政策の「情報公開と市民参加」の要請

・「パブリック・コメント」「各地での市民と政府の意見交換会開催」を政府に働きかけ、「情報公開と市民参加」の必要性を継続して訴えます。

・「市民と政府の TPP 意見交換会・全国実行委員会」の事務局を担い、政府との交渉並びに、オンライン署名等のキャンペーン、全国実行委員会フォーラム(4月福岡)や会議運営を行います。

・「市民と政府の TPP 意見交換会・全国実行委員会」の地域実行委員会を増やし、多くの地域の声を聞く場を作ります。関西地域での協力団体を増やします。

2. 国家戦略特区に関する情報収集

・TPPや日米並行交渉と関連し、国内で先んじての動きを情報収集します。

3. 情報発信の強化

・ホームページやブログ、メルマガ、ML、twitter、FB ページ(3 ページ)にて情報発信しています。情報発信に事務局スタッフがより一層参加し、ソーシャルメディアを通じた発信を強化します。

予算 合計 20 万円

【2014年度の活動報告と評価】

1. TPP並びに包括的な通商政策の「情報公開と市民参加」の要請

『市民と政府の TPP 意見交換会・全国実行委員会』として活動することで、より広がりのある活動を行うことができました。4月は福岡、11月には鳥取で全国実行委員会を開き今後の方向性を協議しました。

①「市民と政府のTPP意見交換会・全国実行委員会」としての活動

2012年以降、TPPに関して情報公開と市民参加を求める「市民と政府のTPP意見交換会・全国実行委員会」の事務局を担い、活動継続しています。

2013年10月に『TPP。今すぐやろう！～わたしたちにできること～』キャンペーン開始、「TPPに関する情報公開とパブリックコメントおよび市民向けの説明会の開催を求める政府への要請」への賛同を呼びかけました。最終93団体(構成員約300万人)個人署名2,989筆を得て4月内閣官房に提出した結果、政府から「会合の実施すら非公開にされそうになったものを、日本政府が記者会見で公表すると主張。他国も倣っている」という書面回答が得られました。

その他、業界団体中心であり市民団体がごくわずかという問題があるものの、定期的な意見聴取・説明会が開催され、継続して参加、私たちの主張が一定認められています。

2月には「TPPに関する情報開示を求める国会議員と市民団体の共同記者会見」を国会議員と共催しました。これは、交渉参加国の担当大臣にTPP草案の公開を求めるもので、6ヶ国の国会議員による「国際共同書簡」に日本では篠原孝氏など国会議員10人が賛同、参加国一斉に情報開示を求めました。

9月「TPP交渉差止・違憲訴訟の会」準備会が始まり、AMネット2名も呼びかけ人に連なりました。2015年1月24日に設立総会が開催、2400人の入会が報告。1万人を目標に、呼びかけ継続しています。

②「ほんまにええの？TPP大阪ネットワーク」への賛同加入

日本政府に「国民への説明責任」「国会決議を遵守」を求め、3月「ほんまにええの？TPP大阪ネットワーク」が結成されました。大阪の約30団体(JA中央会、全大阪消費者団体連絡会、生協労連大阪府連合会や市民団体など)が参加するゆるやかなネットワークで、AMネットも賛同加入し積極的に関わっています。



多分野の団体が参加することで、TPPが及ぼすさまざまな影響を多面的に市民に提供できる稀有な存在となっています。

2. 国家戦略特区に関する情報収集

7月にシンポジウム「これが最新情報！TPPと国家戦略特区でどうなる大阪圏！？」に、内田聖子氏(PARC)、奈須りえ氏(前大田区議会議員)、塩見俊次氏(奈良県医師会長)、杉島幸生弁護士とともに登壇。TPPや国家戦略特区、そして大阪市の水道民営化問題など、私たちの生活に大きな影響を及ぼす出来事について討論、並びに意見交換しました。AMネット単独でも特区に関する学習会・会報LIMでの情報提供を実施しています。

3. 情報発信の強化

ホームページやブログ、twitterに加え、新しいfacebookページも開設し、情報発信を強化しました。これまでのAMネットでの発信に加え、「市民と政府のTPP意見交換会・全国実行委員会」「ほんまにええの？大阪ネットワーク」と団体を使い分け、多方面への発信を行っています。

【食料・農業分野】

【2014年度の活動方針】

TPP参加を見越したかのように国内の農業政策が変化してきています。

今年度は、TPP交渉のゆくえや世界的な食糧問題に加えて、国内の農業政策の変化にも着目し、情報収集と分析を行います。

【具体的な取り組みと活動内容】

1. 調査・研究と情報発信

TPP交渉のゆくえや世界的な食糧問題、農地問題、さらに特区における農業分野の規制緩和や減反廃止など国内農政の変化について情報収集と分析を行い、学習会や雑誌への投稿、ソーシャルメディアの活用などを通じて持続可能な食と農を目指した情報発信を行います。

2. 担い手の育成

引き続き学習会の企画運営など、実際の活動を通じて担い手の育成を図るとともに、イベントの実施などを通して新規会員の獲得を図っていきます。

◎具体的な活動計画と予算

①食と農にかかわる学習会の開催2～3回

②国内外における調査・研究

予算合計 10万円

【2014年度の活動報告と評価】

1. 調査・研究と情報発信

ここ数年の日本の農業政策の大転換や食品産業構造の変化により、日本の農業現場は大きな岐路に立たされています。特に主食のコメ価格が暴落は稲作農家を窮地に陥れており、高齢化が進む農村集落にも大きな影響を与え始めています。農地への企業参入の緩和が始まり、西日本でも大手資本(イオン等)が大規模に参入する動きを見せています。

中でも注目すべきは「国家戦略特区」の動きです。6つの特区計画の内、2つが農業に関わるもので、そこでは農業の6次産業化や、企業参入の大幅な緩和等、様々な規制緩和が導入される予定です。更に政府は、大がかりな農協改革を打ち出すなど農業分野でのネオリベラルな改革の動きが加速しています。

AMネットでは、食と農に関する情報を収集するとともに、イベントや雑誌等への投稿などを通じて、現代の食と農、そして農業政策の問題点などについて情報発信を行いました。また、一昨年に引き続き、食と農のつながりを体感することのできる農村への体験ツアーを実施しました。

2. 担い手の育成

ここ数年「食と農チーム」を事務局内に設け、イベントの企画・運営を行いつつ、活動の現場を通じて



担い手育成を図ってきました。しかし昨年は、チームのメンバーが減ったり、残ったメンバーも多忙であったり、十分な活動ができないといった状況となり、担い手の育成について見直しを迫られる結果となりました。

一方で、京都支部とも言える耕し歌ふあーむでは、親子向け田んぼ体験事業(パタゴニアボイスユアチョイスプロジェクト支援事業)や京都オーガニックマーケット事業への関わり、伝統野菜を扱った映画「よみがえりのレシピ」への講演等、食と農を通じたネットワーク構築が蓄積され始めており、こうした事業へのサポートと共に AM ネット事業への位置づけをして、ネットワーク強化を図っていきます。

【水と人権】

【2014年度の活動方針】

「水は公共財である」という基本原則に立ち、流域循環の視点から「水と人権」を考えていきます。その過程で、水道事業のあり方や水に関わる行政全体に、水の受益者である市民の声を反映させていくために、様々な NGO・市民と連携して、大阪市が発表した水道事業民営化方針の検討を含め、学習会の開催や提言活動を行います。また、2015年4月に韓国で開催される第7回世界水フォーラムに向けた、情報収集や海外 NGO との意見交換など、既存の連携を活かした活動を行います。

- ①水道事業に関する調査研究を行います。
- ②淀川流域で活動する様々な NGO・市民との連携の場を設けます。
- ③水に関するシンポジウムなどの開催に向けた活動を行います。

予算:50万円

【2014年度の活動報告と評価】

1. 大阪市が5月に募集した水道事業民営化に関するパブリックコメントに対し、水政策研究所と協力し、問題を広く共有するとともに、パブコメ提出を市民によびかけました。AM ネットとしては、①きちんとした情報公開がなく、住民参加のプロセスがないこと②民営化のメリットだけでなく、デメリットも合わせて総合的に検討することが重要との2点を示しました。最終的に1,100件のパブコメが集まり、大阪市の回答は公開されていますが、今後それらの意見をどう扱うのかは示されないままです。

2. 第3回世界水フォーラム時、AMネットも立ち上げに関わった世界水フォーラム市民ネットワークの仲間と10年ぶりに会う機会を作りました。当時の代表理事が世界水フォーラム市民ネットジャパンとして、2015年4月韓国で開催される第7回世界水フォーラムNGOサイドの参加窓口を担っており、関連情報を得ました。京都での世界水フォーラムを契機にNGOが誕生し、相互の情報交換の場として「水のえん」という集まりが京都で継続的に開催されています。AMネットも参加し、カップ研究会などの多様な視点で水に関わるNGOとの繋がりを継続しています。

8月は「みんなの水の文化祭 民営・公営なにがええの？」を開催しました。シンポジウム、ステージショー、映画祭、ワークショップ、展示、NGOブースなど、大人も子どもも「水」を楽しめる文化祭です。これは国際協力、保津川保全、水を楽しむワークショップ企画など、水に関する活動を行う10団体が連携・協力して中身を作り上げたものです。当日は雨天でしたが200名余の参加があり、淀川流域で活動する様々なNGO・団体が「水」というキーワードで連携でき、「楽しむ」企画ができたことは、大きな成果でした。

11月には、水政策研究所および大阪市水道労働組合と協力して、韓国・ソウルの労働組合および浄水場、環境NGOを訪問するツアーを実施し、第7回世界水フォーラムに向けた情報交換を行ないました。



3. 8月のシンポジウム以外に2月に大阪グランキューブで「民営化でどうなる？私たちの「みず」～再公営化が世界の潮流～」を開催し、500名以上の参加がありました。基調講演として橋本淳司氏より「水道事業は本来長期的な視野に立ち実施するもので、短期的利益を求める企業経営とは根本的に相いれない」との指摘がありました。今シンポジウムには、ツイッターを見て参議院議員の山本太郎氏の飛び入り参加がありました。

【地域・流域循環・環境】

【2014年度の活動方針】

成熟社会での持続可能な新しい豊かさ、多様な個性の尊重が問われる時代への変化という認識を前提に、TPPなどが推進する自由化、民営化、国際貿易の過度な促進による地方と都市の偏りの拡大や、行き過ぎた一極集中に対置する社会のありかたを探っていきます。地域／流域循環を重要な視点とし、環境に十分配慮した具体的なオルタナティブのありかたを探るため、さらに広く地域の取り組みや現場で活動する方々の話に耳を傾け、地域農業、産業や地域での経済社会あるいは文化的な活動を生み出したプロセスやその背景について、再認識を促します。

本年度は、昨年の活動をさらに発展させ、フォーラム参加や大阪を中心としたフィールドワークを通じて、農業・産業の発展や衰退、文化への影響などを確認しながら、食・水・エネルギー、経済活動など様々な側面での持続可能性について、さらなる考察を深めます。

【具体的な取り組みと活動内容】

1. 地域と世界がつながるフォーラム@鳥取 への参加

昨年の「第20回地域と世界がつながるフォーラム」は、大阪開催でAMネットが事務局を担ったこともあり、当団体から多くが参加し他の多様な参加者との議論や交流を深めることができました。今年度も、鳥取で開催される第21回フォーラムに参加し、経済のグローバル化がもたらす弊害について問題意識を共有する日本全国の仲間、新たな参加者とともに議論を深め、さらに活動の幅を広げていきます。

2. 街歩き・フィールドワーク

昨年に引き続き、経済のグローバル化が与えた街・地域への影響という視点から、街や流域を歩き、商業・産業・環境・社会支援等の現場で活動する方々とつながりを深めながら協働します。昨年の反省点を踏まえて運営方法を見直し、参加者が楽しくかつ十分意見交換しながら自身で学べる場として定着を目指します。

3. 調査研究

フォーラムへの参加、ならびに街あるき・フィールドワークを通じて、オルタナティブの実現に向けた情報を収集・分析し、発信していきます。

予算 合計 10 万円

【2014年度の活動報告と評価】

1. 地域と世界がつながるフォーラム@鳥取 への参加

「第21回地域と世界がつながるフォーラム」は、11月22日(土)-23日(日)に鳥取で開催されました。

1 日目のシンポジウムでは「私たちの暮らしと繋がる？セカイの問題」をテーマに理事の神田が講演、対談を行いました。また参加団体による活動紹介では、AMネットの取り組みとしてTPP、水と人権、まち歩き、それぞれの分野の活動を発表しました。2 日目には宿泊場所である関金温泉での取り組みなど、地元の方々の活動紹介を受け、活動場所を巡るフィールドワークに参加しました。

2 日間を通し、多彩な分野でオルタナティブ実現の為に活動されている方々との新しい出会いも多く、今後の活動への広がりを感じました。そして、次回のフォーラム開催地は福岡に決まりました。

2. 街歩き・フィールドワーク

昨年に引き続き、経済のグローバル化が与えた街・地域を実際に現場で学ぶことを目的に、フィールドワークを実施しました。昨年度は流域に焦点を当て、淀川周辺を歩く企画を行いました。

3 月には、大阪の中心を流れる大川の流域を歩きました。参加者は24名、淀川河川レンジャーの方を案内人に大川を歩いた後、淀川河川事務所毛馬出張所を訪問し、大阪の川と水の話をもとに、所長さんに案内いただき、淀川について新たな発見や驚きを得ることができました。

7 月には、淀川の上流域を見るために、安威川を歩きました。参加者は20名弱、5月の講座編で流域全般や流域マップの基本を学び、7月の現地編で安威川中上流域を実際に歩きました。現地編では、歩いた後に参加者の様々な視点から得た情報をもとにして流域マップを作成しました。流域マップという「結果」を残すことができたことは、参加者にとっても大きな収穫だったと思います。流域マップは、水の文化祭にも出展し、講座参加者以外の方々にも見ていただくことができました。



12月には、淀川中流域の枚方周辺を歩きました。参加者は10名、「京街道」として河川交通や宿場町が発展した歴史と共に、洪水との戦いの歴史も学ぶことができました。案内人は、安威川流域ツアーへの参加がきっかけで、地元の方をお願いすることができ、主催イベントの参加者とのつながりが実を結ぶうれしい結果となりました。

運営については、下見や準備を入念に行い、参加者にとって楽しくかつ十分に学ぶ機会になったと思います。反面、準備に労力を要し、流域マップの作成ではイベントの後にもスタッフがまとめの時間を要するなど、負担の多い企画となりました。参加者にとっても、企画するスタッフにとっても、余裕をもって楽しんで学ぶ機会としていくことが今後の課題と考えます。

3. 調査研究

進み続ける経済のグローバル化に一石を投じる試みとして、鳥取のフォーラムでは、地元で活動する方々の取り組みを調査しました。また、大川、安威川、枚方の流域ツアーでは、グローバル化の流れに伴う流域の変容の実際や水運の歴史を調査し、循環型社会のキーワードとして「流域」をとらえることの大切さを学びました。

調査内容は、安威川流域マップの作成や、水の文化祭や鳥取フォーラムでの発表につながりました。

【組織体制】

【2014年度の活動方針】

【具体的な取り組みと活動内容】

1. ウェブツールを使って新たな層に向けた情報発信を進め、広報を強化し会員増加を目指します。
2. 2014年度の活動方針に沿って、他団体との協働・ネットワーク拡大を図ります。
3. ファンドレイジング(助成金申請・寄付集め)に力を入れ、持続的な活動を行ないます。TPPに関する情勢は緊迫を極めており支出が見込まれることから、今後もTPP指定カンパを継続します。委託事業・他団体との連携事業を模索します。
4. 市民と政府の対話の場を継続して実施するための政府・他団体との調整業務等の事務作業が煩雑化しており、非常勤職員を雇用することで対応します。

【2014年度の活動報告と評価】

1. 会員数と各ウェブツールの推移 (2014年12月現在)

	会員				HPアクセス数		ブログ訪問者数		メルマガ	Twitter	Facebook
	合計	納入 (新規)	未納	納入 率	合計	1日 あたり	合計	1日 あたり	登録者数	フォロー ワー数	いいね(購 読者数)
2013 年	97	62(9)	35	64%	3,800	10	22,553	61	550	782	261
2014 年	105	68(8)	37	65%	2,304	6	17,946	49	539	838	507

facebook ページは「AM ネット」の他に、「TPP を考えよう～政府と市民の意見交換会実行委員会～」、「映画『モンサントの不自然な食べもの』上映&トーク」、「第20回地域と世界がつながるフォーラム」、今年からは「ほんまにええの？TPP 大阪ネットワーク」と、共同管理併せて計5つ(いいね！合計1281)に関わっています。テーマごとに使い分けることで、多様な人へのアプローチを試みています。

10月末、新しいメンバーが参加し、WEB ページをリニューアルすることができました。過去の会報LIMの記事紹介など、きめ細かに活動紹介をしています。また、ネットのNPO支援サービス「ソーシャルアクションリング」「Gooddo」の2つに登録しました。

2. 他団体との協働・ネットワーク拡大

「市民と政府のTPP意見交換会・全国実行委員会」で全国とつながり、「ほんまにええの？TPP 大阪



ネットワーク」では大阪の諸団体、水分野では「水政策研究所」をはじめ、さまざまな団体との協働は継続し広がりを見せています。

その他、秘密保護法廃止を求める環境市民団体全国ネットワーク(略称:NECOTAP [ネコタップ])に参加、ODA 大綱改定に関する活動に協力しました。

関西 NGO 協議会への加盟を継続し、監事団体に就任しています。

3. ファンドレイジング

助成金 2 本申請しましたが不採択、「パタゴニア京都ストア ボイス・ユア・チョイス 2013」は 2015 年 3 月まで継続しています。TPP キャンパ、3年目の今年は 47,700 円集めることができました。

4. 組織強化

TPP 対応と組織強化のため、引き続き非常勤職員 1 名を雇用しました。JACSES 主催、環境 NGO レベルアップ実践研修を受講(全 6 日間)し、広報・資金調達、組織・プロジェクト行動計画の策定などを学びました。

第2号議案 2014年度会計報告

活動計算書(2014年1月1日から2014年12月31日)						貸借対照表(2014/12/31現在)		
科目	実績	実績	計(実績)	予算	達成率 %	科目	金額	
	事業関連	管理関連				1.資産の部		
I. 収入						流動資金		
1. 受取会費						現金	177,171	
正会員		255,000	255,000	300,000	85.0%	郵便貯金	698,908	
ROM会員		3,000	3,000	15,000	20.0%	郵便振替(AMネット)	115,000	
2. 受取寄付金						三井住友銀行 ①	117,073	
事業指定寄付金	48,700		48,700			三井住友銀行 ②	161,654	
一般寄付金		121,817	121,817	100,000	121.8%	りそな銀行	263,356	
3. 受取助成金等						ジャパンネットバンク	264,608	
助成金(ハコニア)	249,547		249,547	400,000	62.4%			
委託金	300,000		300,000	300,000	100.0%			
4. 活動収入								
セミナー参加費(資料代含)	78,900		78,900	200,000	39.5%			
3. その他の収入								
受取利息		210	210	1,000	21.0%			
雑収入		0		1,000	0.0%			
その他の収入		5,000	5,000	1,000	0.0%			
収入計	677,147	385,027						
収入総計			1,062,174	1,318,000	80.6%	合計	1,797,770	
II. 経常費用						2.負債の部		
①. 事業費								
1. 情報収集・調査研究事業								
(1) 人件費						流動負債	0	
給与手当	510,000		510,000	600,000	85.0%			
(2) その他の経費						負債合計	0	
諸謝儀	30,000		30,000	100,000	30.0%			
旅費交通費	79,419		79,419	200,000	39.7%			
印刷製本費	9,918		9,918	30,000	33.1%			
通信運搬費	3,686		3,686	50,000	7.4%			
賃賃料	8,650		8,650	50,000	17.3%			
資料費	0		0	10,000	0.0%			
消耗品費	3,342		3,342	5,000	66.8%			
設備費	0		0	5,000	0.0%			
ハコニア事業費	249,547		249,547					
2. 連携・調整事業								
団体加入	43,000		43,000	30,000	143.3%			
②. 管理費								
(1) 人件費								
手当		0	0	100,000	0.0%			
(2) その他の経費								
旅費交通費		0	0	10,000	0.0%			
印刷製本費		15,290	15,290	20,000	76.5%			
通信運搬費		112,310	112,310	80,000	140.4%			
賃賃料		2,200	2,200	5,000	44.0%			
資料費		0	0	5,000	0.0%			
消耗品費		2,909	2,909	5,000	58.2%			
設備費		0	0	3,000	0.0%			
雑費(市民税を含む)		5,525	5,525	10,000	55.3%	3.正味財産の部		
費用計	937,562	138,234	1,075,796			前期繰越正味財産	1,811,392	
収支差額	-260,415	246,793				今回の収支差額	-13,622	
費用総計			1,075,796	1,318,000	81.6%	正味財産合計	1,797,770	
当期増減額			-13,622			負債及び正味財産の合計	1,797,770	
(単位:円)	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
総収入	3,696,416	1,079,283	1,283,917	455,438	2,552,930	323,300	256,189	289,360
総支出	3,802,973	1,253,592	981,299	694,760	2,504,883	506,206	454,940	453,539
収支差額	-106,557	-174,309	302,618	-239,322	48,047	-182,906	-198,751	-164,179
(単位:円)	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度			
総収入	1,204,844	2,877,259	1,096,877	967,943	1,012,174			
総支出	1,335,553	2,469,044	1,253,678	976,355	1,025,796			
収支差額	-130,709	408,215	-156,801	-8,412	-13,622			

会計監査報告

特定非営利活動法人 AM ネットの2014年会計報告について厳正な監査の上、正確であることを確認しました。

AMネット 監事 日比野 敏陽 2015年 2月 8日



第3号議案 2015年度活動方針案

【経済連携と規制緩和】

数年来この分野ではTPP中心に活動してきました。しかし、国家戦略特区などの規制緩和への国内の動き、公共サービスを狙うTiSA(ティサ:新サービス貿易協定)、その他、日EU EPAなど多くの通商協定、経済連携が加速しています。今後の動きに合わせ、分野名を『経済連携と規制緩和』に変更し、活動を継続します。

【具体的な取り組みと活動内容】

1. TPPをはじめとする通商政策の情報公開と市民参加への取り組み継続
 - ・「市民と政府の TPP 意見交換会・全国実行委員会」の仲間を増やし、TPP交渉の「情報公開と市民参加」の必要性を継続して訴えます。
 - ・「ほんまにええの？ TPP大阪ネットワーク」での活動を通じ、同様の問題意識ある団体と協働し、連携を深めます。
2. 規制改革に関する情報収集と共有

規制改革会議や地方分権改革有識者会議、産業競争力会議など、TPP に関連した国内の規制緩和を進める動きについての情報収集を進め、情勢の把握を行います。

特に雇用、医療、農業の規制改革の進行については重要と考え、特区に名乗りを上げている地方議会の動きについても調査し関連団体との共有、情報発信を進めます。
3. 情報発信の強化
 - ・ホームページ、ブログ、メルマガ、ML、Twitter、FB ページの継続はもちろんのこと、学習会の開催、ミニチャリンなど多様な媒体を使つての情報発信の強化に努めます。

予算 20 万円

【食と農】

今年度は、食と農分野にも大きな影響を与える TPP や国家戦略特区、更に国内農政のゆくえについて情報収集、分析を進めるとともに、それらの問題点について情報発信を行っていきます。

さらに持続可能な食料システムや農業の未来を想像していくために、国内外の農村調査やネットワーク拡大事業に取り組み、さらに情報発信やイベントを行っていきます。

また今年度は、国連食糧農業機関が定める国際土壌年であるため、土に関する情報発信も積極的にこなっていきます。

【具体的な取り組みと活動内容】

1. 調査・研究と情報発信

世界的な食料システムと農業の現状、また国内においては、特区や農業政策の変化をウォッチし、その問題点を探ります。また食と農について一般の人々に広く伝えるため学習会やソーシャルメディアによる発信にとどまらない仕掛け(ミニ食と農の映画祭)等も企画していきます。
2. 担い手の育成

新規会員及び事務局スタッフを増やす取り組みを強化し、食と農チームのメンバー補強につなげていきます。

【具体的な活動計画と予算】

- ①食と農にかかわる学習会の開催2～3回程度
- ②国内外における調査・研究

予算合計 100 万円(海外派遣・調査プログラム含む)

【水と人権】

「水は公共財である」という基本原則に立ち、流域循環の視点から「水と人権」を考えていくという基本姿勢は昨年同様変わりません。その過程で、水道事業のあり方や水に関わる行政全体に、水の受益者である市民の声を反映させていくために、様々な NGO・市民と連携して、学習会の開催や提言活動を行います。また、水政策研究所や大阪市水道労働組合と協力して、2015年4月に韓国で開催される第7回世界水フォーラムに参加し、情報収集や海外 NGO との意見交換など、既存の連携を活かした活動を行います。

【具体的な取り組みと活動内容】

水に関するシンポジウムなどの開催に向けた活動を行います。
淀川流域で活動する様々な NGO・市民との連携の場を設けます。
世界水フォーラムに参加し情報収集や海外 NGO との意見交換を行います。

予算 50 万

【地域・流域循環・環境】

私たちの社会は、経済成長最重視の時代から、新しい豊かさが問われる時代を迎えています。地域は多様な個性を持ち、地域と密接に関わる流域は、豊かな循環型社会への大きな可能性を潜在しています。持続可能な真の豊かさを探るため、地域／流域循環を重要な視点とし、市民参加の取り組みや現場で活動する方々の話に耳を傾け、環境に十分配慮した具体的なオルタナティブを探ります。

本年度は、昨年に引き続き、フォーラム参加や大阪を中心としたフィールドワークを通じて、農業・産業の発展や衰退、文化への影響などを確認しながら、食・水・エネルギー、経済活動など様々な側面での持続可能性について、考察を深めます。

【具体的な取り組みと活動内容】

1. 地域と世界がつながるフォーラム@福岡 への参加
福岡で開催される「第 22 回地域と世界がつながるフォーラム」に、昨年に続いて参加します。経済のグローバル化がもたらす弊害について問題意識を共有する日本全国の仲間、地元でオルタナティブ実現に向けて活動されている方々と議論を深め、さらに活動の幅を広げていきます。
2. 街歩き・フィールドワーク
昨年に引き続き、経済のグローバル化が与えた街・地域への影響という視点から、街や流域を歩き、商業・産業・環境・社会支援等の現場で活動する方々とつながりを深めながら協働します。参加者が楽しくかつ十分意見交換しながら自身で学べる場として、さらに、人が人を呼び新たなつながりが広がる機会として、定着を目指します。
3. 調査研究
フォーラムへの参加、ならびに街あるき・フィールドワークを通じて、オルタナティブの実現に向けた情報を収集・分析し、発信していきます。

予算 合計 10 万円

【組織体制】

1. ウェブツールを使って新たな層に向けた情報発信を進め、広報を強化し会員増加を目指します。広報とボランティア制度を見直し、AM ネットのファンを掘り起こします。
2. 2015 年度の活動方針に沿って、他団体との協働・ネットワーク拡大を図ります。
3. ファンドレイジング(助成金申請・寄付集め)に力を入れ、持続的な活動を行ないます。今後も TPP 指定カンパの継続と委託事業・他団体との連携事業を模索します。
4. 市民と政府の対話の場を継続して実施するための政府・他団体との調整業務等の事務作業が煩雑化しており、非常勤職員を雇用することで対応します。



第4号議案 2015年度事業計画書

特定非営利活動法人 AM ネット

I 事業の実施方針

- (1) TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)を含む包括的な通商政策に「情報公開と市民参加」への取り組みのための活動及び規制改革に関する情報収集を行います。
- (2) 食と農に関するセミナー・学習会を開催します。
- (3) 食と農に関して海外NGOとの連携強化を含む海外調査を行います。
- (4) 水道事業民営化等に関するシンポジウムを行ない、流域循環の観点から持続可能な水資源のあり方に関して、国内や海外のNGOとのネットワークを強めていきます。
- (5) 経済のグローバリゼーションが与えた街・地域への影響という視点から街や流域を歩き、その地域との協働を進めていきます。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 目的達成に関連する情報収集と調査研究・政策提言及び啓発活動に係る事業

【内 容】 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)をはじめとする通商政策の情報公開と市民参加への取り組み及び規制改革に関する情報収集・共有を推進する事業(*1)

【実施場所】 日本各地 【実施日時】 2015年1月～12月

【事業の対象者】 日本に在住する市民

【収 入】 200千円 【支 出】 200千円

【内 容】 食と農を切り口にしたカフェイベント及びセミナー(数回実施)(*2)

【実施場所】 大阪府、京都府 【実施日時】 2015年1月～12月

【事業の対象者】 AMネット会員および一般申込者

【収 入】 100千円 【支 出】 100千円

【内 容】 食と農に関して海外NGOとの連携強化を含む海外調査(*3)

【実施場所】 海外 【実施日時】 2015年1月～12月

【事業の対象者】 AMネット会員および一般申込者

【収 入】 900千円 【支 出】 900千円

【内 容】 水道事業民営化等に関するシンポジウムおよび国内や海外のNGOとのネットワークを強化する事業(*4)

【実施場所】 大阪市内 【実施日時】 2015年1月～12月

【事業の対象者】 AMネット会員および一般申込者

【収 入】 300千円 【支 出】 300千円

【内 容】 経済のグローバリゼーションが与えた街・地域への影響という視点から街や流域を歩く事業(*5)

【実施場所】 大阪府・市内及び淀川流域 【実施日時】 2015年4～12月

【事業の対象者】 AMネット会員及び一般申込者

【収 入】 100千円 【支 出】 100千円

- (2) 国内外の関係団体との連携・調整活動に係る事業

【内 容】 関西NGO協議会を含む国内ネットワークへの加盟・参加(*6)

【実施場所】 大阪市内を含む関西全域 【実施日時】 2015年1月～12月

【事業の対象者】 AMネット会員

【収 入】 0千円 【支 出】 50千円



第5号議案 2015年度予算案

2015年1月1日～2015年12月31日

科目	1. 情報収集・ 調査研究・ 政策提言・ 啓発活動	2. 連携・調 整	3. その他	合計	備考
I. 経常収入					
1. 受取会費					
正会員費	300,000			300,000	100人×¥3,000 団体加盟(*6)
ROM会員費	15,000			15,000	5名×¥3,000
2. 受取寄付金					
事業指定寄付金	200,000			200,000	経済連携(*1)
寄付金	100,000			100,000	
3. 受取助成金等					
助成金	1,000,000			1,000,000	食と農(*3)
委託金	300,000			300,000	水関連事業(*4)
4. 活動収入					
セミナー等参加費	100,000			100,000	街歩き(*5)
5. その他の収入					
受取利息	1,000			1,000	
雑収入	1,000			1,000	
その他収入	1,000			1,000	
合計	2,018,000			2,018,000	
II. 経常費用					
1. 事業費					
(1) 人件費					
給与手当	900,000			900,000	人件費及び日当
(2) その他の経費					
諸謝儀	80,000			80,000	学習会・シンポ講師・通訳謝礼
旅費交通費	700,000			700,000	交通費・宿泊費
印刷製本費	30,000			30,000	資料作成
通信運搬費	20,000			20,000	
賃貸料	50,000			50,000	シンポジウム等会場使用費用
団体加入費		30,000		30,000	関西NGO協議会への加盟
資料費	10,000			10,000	資料購入費
消耗品費	5,000			5,000	文房具などの購入費
設備費	5,000			5,000	
事業費計	1,800,000			1,830,000	
2. 管理費					
(1) 人件費					
給与手当	30,000			30,000	アルバイト人件費
(2) その他の経費					
旅費交通費	10,000			10,000	
印刷製本費	20,000			20,000	会報印刷費
通信運搬費	100,000			100,000	会報発送費、インターネット経費など
賃貸料	5,000			5,000	
資料費	5,000			5,000	
消耗品費	5,000			5,000	
設備費	3,000			3,000	
雑費(市民税を含)	10,000			10,000	
管理費計	188,000			188,000	
経常費用合計	1,988,000	30,000		2,018,000	
当期増減額				0	
前期繰越正味財産				1,811,392	
次期繰越正味財産				1,811,392	



第6号議案 役員を選任

役員候補は以下のとおりです。

役 職	氏 名	就 任 期 間	報酬の有無
理事	松平 尚也	2015年3月8日より2年	無
理事	神田 浩史	2015年3月8日より2年	無
理事	石中 英司	2015年3月8日より2年	無
理事	飯沼 豊幸	2015年3月8日より2年	無
理事	武田 かおり	2015年3月8日より2年	無
理事	中山 敦子	2015年3月8日より2年	無
理事	堀内 葵	2015年3月8日より2年	無
監事	日比野 敏陽	2015年3月8日より2年	無

特定非営利活動法人AMネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人AMネットという。英語名をAM-Netと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く開発、人権、環境などの分野における様々な問題について、国内外のNGO等と協力して、諸政府・諸機関に働きかけ、国内外での開発と経済協力が、人権と環境を守り、貧困や不正を是正し、持続可能な発展を実現するものになるよう、活動していくことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動法人定款法第2条別表に規定する次の各号に掲げる事業を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の増進を図る活動
3. まちづくりの増進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域等の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
18. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかわる事業として、次の事業を行う。
特定非営利活動に係る事業

1. 目的達成に関連する情報収集と調査研究・政策提言および啓発活動に係る事業
2. 国内外の関係団体との連携・調整活動に係る事業
3. その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、一般会員・学生会員・維持会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生個人

(3) 維持会員 この法人の事業の目的に賛同して、活動を支援し、維持するために入会した個人又は団体

(4) ROM会員 この法人による会報・情報を入手するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、正当な理由がない限り、社員の資格の取得を承諾しなければならない。ただし、正当な理由により資格の取得を承諾できない場合は、書面によりその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (5) 会員である団体が解散をし、または破産したとき。

(退会および除名)

第10条 会員は、任意に退会することができる。
2 代表理事は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。

- (1) 法令またはこの定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を毀損し、または第3条に規定する目的に反する行為をしたとき。

3 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、前項の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(提出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の提出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上2人以内を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員は、任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終了するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、

(理事会において、)その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁する事ができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の推薦により、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、この会の運営または業務の処理に関して代表理事の諮問に答え、または代表理事に対して意見を述べらる。

4 顧問に関する必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が定める。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、社員をもって構成する。

(権限)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 理事及び監事の選任又は解任、職務及び報酬 (7) 会費の額 (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 社員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、総会に出席した社員のうちから、社員の互選によって定める。

(定数)

第25条 総会は、社員の5分の1の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における決議事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところとする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表



決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議決にかかわることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所 (2) 社員の現在数

(3) 出席した社員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項 (5) 議事の経過の概要及びその結果 (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した社員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議するべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の5分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものとす。

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(残余財産の帰属)

第48条 この会が解散したとき(合併または破産による解散を除く。)に有する残余財産は、社員総会の議決を経て、次のものに該当する者に帰属する。

特定非営利活動法人

第9章 雑則

(公告)

第49条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 一般会員 年会費

(個人) 3000円 (団体) 5000円

(2) 学生会員 年会費 2000円

(3) 維持会員 年会費

(個人) 5000円 (団体) 10000円

(議決)

第34条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 付議する事項につき特別な利害関係を有する理事は、その事項について議決権を行使することができない。(書面表決等)

第35条 やむを得ない理由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項のそれぞれについて、書面をもって表決することができる。

2 第1項の規定により表決権を行使する理事は、第34条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事の総数

(3) 出席した理事の氏名(前条第1項の規定により表決権を行使した理事がいる場合にあつては、その旨およびその氏名を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要および表決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および理事会に出席した理事のうちから理事の互選によって定められた議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。(事業計画及び予算)

第40条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 代表理事は、第1項の議決を経た事業計画および収支予算について、理事会の議決を経て変更することが目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 社員の欠亡

(4) 合併

(4) ROM会員 年会費

(個人) 3000円 (団体) 5000円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、2005年3月31日までとする。

(1) 理事

(1) 代表理事 神田浩史

(2) 副代表理事 石中英司

(3) 理事 川上豊幸

南伊織子

佐野雅哉

武田かおり

(4) 監事

氏名 川村暁雄

中山敦子

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

できる。この場合において、代表理事は、変更した内容について、その変更後の最初の総会に報告しなければならない。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 この会の事業報告および決算は、代表理事が事業年度終了後速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書として作成し、監事の監査を受け、理事会に報告したうえで、その事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この会は、事務局を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および事務局員を置く。

3 事務局長は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。

4 事務局員は、事務局長の提案に基づいて、代表理事が任免する

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総会において出席した社員総数の過半数による議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

(解聘)

(5) 破産

(6) 大阪府知事による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、社員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2003年12月31日までとする。

特定非営利活動法人	AMネット
設立代表者	神田 浩史 印
制定日	2002年12月19日
改訂日	2004年 2月26日
改訂日	2005年 2月26日
改訂日	2007年 2月24日
改訂日	2012年 3月 4日